

## 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定判定指針

### 第1 精神通院医療の対象となる精神障害者

精神通院医療の対象となる精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に定める統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者で、第2に定める病状を示す精神障害のため、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるものである。なお、現在病状が改善していても、その状態を維持し、かつ、再発を予防するために、なお通院による精神医療を継続する必要がある場合は、精神通院医療の対象となる。

### 第2 精神通院医療の対象となる精神障害及びその状態像

#### 1 躁及び抑うつ状態

国際疾病分類 ICD-10 の気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、統合失調感情障害などでみられる病態である。疾患の経過において躁状態及び抑うつ状態の両者がみられる場合といずれか一方のみの場合とがある。躁状態においては、気分の高揚が続いて被刺激性が亢進し、多弁、多動、思考奔逸、誇大的言動などがみられる。一方、抑うつ状態においては、気分は沈み、精神運動制止がみられ、しばしば、罪業妄想、貧困妄想、心気妄想などの妄想が生じ、ときに希死念慮が生じたり、昏迷状態に陥ることもある。躁状態で精神運動興奮が強い場合及び抑うつ状態で希死念慮が強い場合又は昏迷が持続する場合は、通常、入院による精神医療を要する。入院を要さない場合で、躁及び抑うつ状態が精神病又はそれと同等の病態にあり、持続し、又は消長を繰り返し、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とするときは、精神通院医療の対象となる。

#### 2 幻覚妄想状態

国際疾病分類 ICD-10 の統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、症状性を含む器質性精神障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害などでみられる病態である。その主症状として、幻覚、妄想、させられ体験、思考形式の障害などがある。強度の不安、不穏又は精神運動興奮が伴う場合や幻覚妄想に支配されて著しく奇異な行動をとったり、衝動行為に及ぶ可能性がある場合などは、入院による精神医療を要する。入院を要さない場合で、幻覚妄想状態が精神病又はそれと同等の病態にあり、持続し、又は消長を繰り返し、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とするときは、精神通院医療の対象となる。

### 3 精神運動興奮及び昏迷の状態

国際疾病分類 ICD-10 の統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、症状性を含む器質性精神障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害などでみられる病態である。この病態は、精神運動性の障害を主体とし、運動性が亢進した精神運動興奮状態とそれが低下した昏迷状態とがある。しばしば、滅裂思考、思考散乱などの思考障害、拒絶、緘黙などの疎通性の障害又は常同行為、衝動行為などの行動の障害を伴う。強度の精神運動性興奮がみられたり、昏迷状態が続く場合などは、入院による精神医療を要する。入院を要さない場合で、精神運動興奮又は昏迷の状態が精神病又はそれと同等の病態にあり、持続し、又は消長を繰り返し、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とするときは、精神通院医療の対象となる。

### 4 統合失調等残遺状態

国際疾病分類 ICD-10 の統合失調症、統合失調症型障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害などの慢性期、寛解期などにみられる病態である。この病態では、感情平板化、意欲低下、思路の弛緩、自発語の減少などがみられ、社会生活能力が病前に比べ、著しく低下した状態が続く。不食、不潔又は寝たきりの状態が続くなどして身体の衰弱が著しい場合は、通常、入院を要する。入院を要さない場合で、このような残遺状態が精神病又はそれと同等の病態にあり、持続し、又は消長を繰り返し、日常生活の指導、社会性の向上及び疾患の再発予防のため、持続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とするときは、精神通院医療の対象となる。

### 5 情動及び行動の障害

国際疾病分類 ICD-10 の成人の人格及び行動の障害、症状性を含む器質性精神障害、生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群、小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害、精神遅滞、心理的発達の障害などでみられる病態である。情動の障害には不機嫌、易怒性、爆発性、気分変動などの情動の障害などがあり、行動の障害には暴力、衝動行為、常同行為、多動、食行動の異常、チック・汚言、性行動の異常などがある。情動及び行動の障害により、著しい精神運動興奮を呈する場合又は行動制御の能力を失っている場合は、通常、入院による精神医療を要する。入院を要さない場合で、情動及び行動の障害が精神病又はそれと同等の病態にあり、持続し、又は消長を繰り返し、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とするときは、精神通院医療の対象となる。

### 6 不安及び不穏状態

国際疾病分類 ICD-10 の統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、症状性を含む器質性精神障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、神経症性障害、ストレ

ス関連障害及び身体表現性障害などでみられる病態である。この病態は、長期間持続する強度の不安又は恐怖感を主症状とし、強迫体験、心気症状、不安の身体化及び不安発作などを含む。強度の不安により、精神運動不穏を呈し、又は心身の衰弱が著しい場合は、通常、入院による精神医療を要する。入院を要さない場合で、不安及び不穏状態が精神病又はそれと同等の病態にあり、持続し、又は消長を繰り返し、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とするときは、精神通院医療の対象となる。

#### 7 けいれん及び意識障害（てんかん等）

国際疾病分類 ICD-10 のてんかん、症状性を含む器質性精神障害、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、解離性障害などでみられる病態である。この病態には、けいれんや意識消失などのてんかん発作、もうろう状態、解離状態、せん妄など意識の障害などがある。けいれん及び意識障害が遷延する場合は、入院による精神医療を要する。入院を要さない場合で、けいれん又は意識障害が挿間性に発現し、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とするときは、精神通院医療の対象となる。

#### 8 精神作用物質の乱用、依存等

国際疾病分類 ICD-10 の精神作用物質使用による精神及び行動の障害のうち、精神作用物質の有害な使用、依存症候群、精神病性障害などでみられる病態である。精神作用物質の乱用及び依存には、しばしば、幻覚、妄想、思考障害、情動又は行動の障害などが生じ、さまざまな社会生活上の問題が伴う。依存を基礎として生じた急性中毒、離脱状態又は精神病性障害において、精神運動興奮が著しい場合は、通常、入院による精神医療を要する。入院を要さない場合で、精神作用物質の乱用若しくは依存からの脱却のため通院による精神医療を自ら希望し、又は精神作用物質使用による精神及び行動の障害が精神病若しくはそれと同等の病態にあり、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とするときは、精神通院医療の対象となる。

#### 9 知能障害等

精神遅滞及び認知症については、易怒性、気分変動などの情動の障害、暴力、衝動行為、食行動異常などの行動の障害などを伴い、継続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とする場合に、精神通院医療の対象となる。